

の金額は僅に三千萬圓、のみならず三十ヶ年賦で無利子だ、只貰ふと同じではないか。此の請願者も薩長、許可する者も薩長、此の間の消息は自ら明かである。爰に於て大限は條理不當の上に於て憤激すると同時に、薩長の勢力を踏み散らすも此の時なりと私に喜んだ、閣議に際し堂々と其の不可を鳴らして反対するので容易に解決が出来ない、折柄陛下東北の巡幸あらせらるゝを幸ひ大限を陪從させ留守の間に閣議を纏めるの策で聖朝に屬従するやうにした、併し大限腹心の徒が政府部内にあるを以て細大盡く騒ぎは非常で各新聞雑誌は一々例を擧げ筆を揃へて論難に當つた「薩長藩閥が私曲を弄し民政を蒸し國政を私事に壊滅する是の如し。此批評を除くは立憲政治を施かざる可からず」と云ふに歸結し言論界も異口同音に高唱するより、民衆の思潮を衝動した事も非非常であつた、此際板垣退助も中島信行等を從へて各地の遊説に着手したが拂下け事件は大限を主力とするを以て之には關せず自分は年來の主義たる民權論を高唱して近畿より東北に向つて遊説した。斯くて如く官僚も前後に敵を受けて攻撃さるゝが爲め只狼狽するのみで、先づ拂下事件は大限の反対と民論によつて挫折するのみならず、藩閥には好ましからぬ民選議員の設置

して起り、民黨は好材料として新聞に雑誌に又言論時代は此の時より熾烈となつて各地各所に亂政を罵り民權黨叫ぶ、政府は又頻りに法規を設けて防衛に力めたが如何せん爰に閑族致命的大事件が勃發して内閣の基礎を搖がすに至つた。其の大事件とは何か、即ち北海道に關する
官有物拂下事件である。明治二年七月始めて北海道に開拓使を置き、四年八月黒田清隆を以て其の長官として開拓事業に從事せしめた、爾後十餘年間に亘つて支出した金額は實に一千四百十萬圓の巨費を投じ、東京大阪敦賀等の倉庫、函館船場官有地、七重勸業試驗所、根室牧場、札幌牧場、大野養蠶所、製紙所、麥酒製造所、葡萄園、同酒製造所、諸種詰製造所、製毛、製錫所、燐龍丸、玄武丸、汽船風帆船、工作所其の他施設大に成り初めて利を見るとする時に際し、政府事業とし今後を持續するも其の費す所を償ふに足らず寧ろ民間に拂ひ下るが利益であると云ふ黒田の説を容れて事は極つた。之れより先き黒田の腹心たる開拓使大書記官安田定則、同權大書記官折田平内、金井信之、鈴木大亮等は辭職し野に下つて居つた、之れ等が運動者となつて居る、其處に薩の五代友厚、長の中野梧一（皆官職にあつた者）之れに藤田傳三郎が加はり大阪で營利事業を遺つて居つた人物等が連絡を取つて、前記の動産不動産一切を拂下ぐる約が出來た、そして其

までも却て餘儀ざるゝの運命を招致するに至つたのである。

民選議院設立建白書

國會開設の段取りとなる板垣副島等の作成による民選議院設立建白書を記さう

臣等伏して方今政權の歸する所を案するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而して獨り有司に歸す。夫有司、上帝室を尊ぶと言はざるに非ず、而して帝室漸く其尊榮を失ふ、下人民を保つと云はざるに非ず、而て政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罪愛憎に出づ、言路壅塞、困苦告るなし、夫是の如くして天下の治安ならんことを欲す、三尺の童子も尙其不可なるを知る、因仍改めず、恐らくは國家士崩の勢ひを致さん。臣等愛國の情自ら已む能はず、乃ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張るに在るのみ、天下の公議を張るは民選議院を、立つるに在るのみ、則ち有司の權

限に所ありて、上下其の安全幸福を受くるものあらん、請ふ遂に之を陳せん、夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は乃ち其政府の事を與知可否するの権利を有す、是天下の通論にして、復讐々臣等の之を贅言するを待たざる者なり、故に臣等竊に願ふ、有司亦是大理に抗拒せざられんことを、今民選議院を立つるの議に拒む者曰く、我臣不學無智未だ開明の域に進まず、故に今日民選議院を立る、尙應さに早かるべしと。臣等以爲らく、若果して眞に其謂ふ所の如きか、則之をして學且智而して、急に開明の域に進ましむるの道、則民選議院を立つるに在り、何となれば即ち今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとするは、之をして天下の事に與らしめんとするに在り、是の如くして人民其の因陋に安んじ、不學無智自ら甘んずる者未だ之あらざるなり。而して今其の自ら學且智して自ら其の開明の域に入るを待つ、是殆ど百年河清を待つの類なり、甚だしきは即ち今速に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざる耳と謂ふに至る。而して其の人民を見るの度如たるや、有司中、智巧固より人に過ぐる者あらん。然れども安んぞ學問有識の人、世復諸人に過ぐる者あらざるを知らんや、蓋し天下

の人、是の如く蔑視すべからざるなり。若し將た蔑視すべきものとせば、有司亦其中の一人ならずや。然らば即ち、均しく是不學無識なり僅々有司の事務と人民の輿論公議を張ると其賢愚不肖果して如何ぞや、臣等謂ふ、公司の智亦之を維新以前に視る、必ず其進みし者ならん何となれば人間の智識なる者は必ず其之を用ふるに從つて進む者なれはなり。故に曰く民選議院を立つる、是即ち人民をして學且智に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと、且夫政府の職其宜しく奉じて以て目的となすべきもの、人民をして進歩するを得せしむるに在り。故に早昧の世、野蠻の俗、其民猶蒙强悍、而して從ふ所を知らず、是時に方て。政府の職固より之をして從ふ所を知らしむるに在り。今我國既に草昧に非ず、而して人民の從馴なる者、既に過甚とす。然らば即ち今日我政府の宜しく以て其の目的とすべき者即ち民選議院を立て、我人民をして其敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し、天下の事に參與せしむるに在り即ち國の人、皆同心なり夫政府の強き者、何を以て之を致すや天下の人民皆同心なるなりはなり、臣等遠く舊事を引いて之を證せず、且昨十月政府の變革（征韓論を云ふ）に就て之を驗す、幾々乎として其の危い謀、我が政府の孤立するは何ぞや、昨十月政府の變革、天下人民の之が爲めに喜慶

せし者幾らかある、蓋之れが爲めに喜慶さるのみならず、天下人民の茫として之を知らざる者、十にして八九に居る、唯兵隊の解散に驚くのみ、今民選議院を立つるは即ち政府人民の間に情實融通、而し相共に合て一體となり國始めて以て強かるべし、政府始めて以て強かるべきなり臣等既に天下の大理に就て之れを究め、我國今日の勢に就て之を實にし、政府の職に就て之を論じ、及昨十月政府の變革に就て之を驗す、而して臣等を自ら臣等の説を信ずる事歎々驚く、既に謂ふ今日天下を維持振起するの道、唯民選議院を立て、天下の公儀を張るに在るのみ、其の方法等の議の如き、臣等必ず之を茲に言はず盡し十數枚紙の能く之を盡すものに非れはなり、但臣等窃かに聞く、今日有司自重の説に縛りこと多く因循を務め、世の改革を言ふものを以て輕々進歩として之を拒むに尙早きの二子を以てすと、臣等請ふ又之を歸せん。夫れ輕々進歩と云ふ者、固より臣等の能く解せざる所、若し果して事倉卒に出づる者を以て輕々進歩とするか民選議院なる者は、以て事を鄭重にする所の者なり、各省和せすして變更の際事、本末緩急の序を失し、彼此の施設相競ざる者を以て輕々進歩とするか、此れ國に定律なく、有司任意施行すればなり、是れ二者あらは則ち適さに其の民選議院の立てずんばあるべからざる所以を識するを是

る可し、夫れ進歩なる者は天下の至美なり、事々物々進歩せずんはあるべからず、然らば則ち、有司必
ナ進歩の二字を罪する能はず其の罪する所必ず輕々の二字に止まらん、輕々の二字、民選議院と會つて
相關渉せざるなり。

尙早きの二字の民選議院を立つるに於ける、臣等啻に之を解せざるのみならず、臣等の見正に之と相
反す、如何となれば、今日民選議院立つるも、尙恐らくは歲月の久しきを待ち而して後始めて其の十分
完備を期するに至らん、故に臣等一同も唯其の立ことの晚からんことを恐る、故に曰く臣等唯其反對を
見るのみと。

有司の説又謂ふ、歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せしの議院に非ず、其の進歩の歴史
以て之を致せし者のみ、故に我今日俄に之を模するを得ずと、夫れ進歩の歴史を以て之を致せし者、豈獨
り議院のみならんや、凡百學問技術機械皆然るなり、然るに彼れ數百年の久しきを積むて之を致せしも
のは、蓋し前に成規なく、自ら之を経験發明せしなればなり、今我れ其の成規を擇んで之を取らば、何
ぞ企て及ぶ可からざらんや。

若し我れ自ら蒸氣の理を發明するを待ち、然る後初めて蒸氣機關を用ふるを得べく、電氣の理を發明
するを待ち、然る後我始めて電信の線を架するを得べきとするか、政府はまさに手を下すの事なかるべ
し。臣等既に已に今日我國民選議院を立てずんはある可からざる所以、及今日我國人民進歩の度、能く
斯の議院を立るに堪ゆることを辭論する者は即ち、有司の之を拒む者をして國を籍する所なからしめん
とに非ず、此の議院を立つる、天下の公論を伸張し人民の通義權利を立て、天下の元氣を鼓舞し以て上
下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり、請ふ幸ひに之を擇び
たまはんことを。

建白者は、内治の改良よりも國權の擴張を主と爲し、人民の利害よりも國家の榮辱を先きとした論であり
たのである其の意見主義から云はゞ保守黨の系統に屬するものである、然るに彼等は其の衣冠を變じて急進
黨となり、堂々として、民選議院の題目を掲げ來り行動は恐らく政府の意表に出てたるを疑はざるを得なか
つたであろう。當時、宮内省四等出仕加藤弘之は早くも尙早論を發表したが兎に角民選議院の建白は民間に
新しき政治問題を興へ自由思想の發展を促すの動機となり政界の失意者に對して政府攻撃の利器を興へせし

めたのであつた。從來政權の與奪に何等新しさ興味を持たなかつた國民は茲に目覺めて個人の權利を唱え政治の得失を批判するに至つた即ち當時てあつた。諸所に新聞の新設を見元來が單に歐洲事情又は社會事情の報導にのみ重きを置き來つた新聞が國民の權利を唱導し以て民論の換起に努め漸次其の價值を現はしたのである。

東北巡幸を終らせ還御あらせられた即夜聖天子け俄に大臣參議を正され御前會議を開き、國會開議を二十三年とするとの勅裁となつて翌日大詔は颁发せらるゝに至つた。藩閥の私曲は引いて此展開を見るにまで至つた、之れ正に官僚の敗北を意味するものにして、人民の喜びは自ら涙の下かるを覺えた。

改進黨の萌芽

之れより先き薩長藩閥は大限を憚む事一通りでない、斷然彼れ排斥するの議が留守中に決せられ、東北より歸るや直に論旨免官の辭令を交付した。同時に其の腹心の更原たる太政官書記官矢野文雄、統計院少書記官牛堀卓造、同權少書記官犬養毅、同尾崎行雄、外務權大書記官中上川彦次郎、同權少書記官小松原英太郎

會計検査院一等檢査官小野梓、農商務大書記官牟田口元學、同權大書官中野武營、大藏權少書記官森下岩楠文部權大書記官島田三郎、同權少書記官田中耕造。次いで右驛遞總監前鳥審、判事北畠治房、農商務卿河野敏錄等も前後して辭職した之れ等が一團となつて政府攻撃に移り、遂に大限が立憲改進首黨の領となつて起つに至らしめたのは之に因をなすのである。

政府の反間苦肉策

自由、改進兩黨の起つた原因は、二つながら廟堂の權勢偏重によるが爲めて均しく藩閥を敵とする者であるが、其の主義と行動は大なる差があつた。佛國流の思想に養はれ往々燥急烈の行動を取つたのは自由黨であつた、此風潮に對し反動的思想を起す者も少くなかつた。之に乗じて改進黨は英國流の秩序的行動を好み起つた、加ふるに二局議院論を唱へるのであるから、反政府主義は一であるが到底自、改の今一は出來ない性質を有して居る、其處で此處に新たな事象が生ずる事となつた、それは黨派と黨派との抗争である、互に攻め相撲つて得るものは互の疲弊である、黨争を盛んならしむるだけ政府は小康を得るのであるから

に中傷離間策を弄して攘ぜ返し、他面には法規を楯に黨人を檢束する手段を取るのであるから此際は政府も豫期せざる利を見たのである。加ふるに右二者に對して福地源一郎、水野寅次郎、丸山作樂等が主腦となつて立憲帝政黨が起つて政府を擁護する事となり自由黨は日本國體の破壊を企つる者で亂賊の集團なりと論詰して黨外の民心を煽揚するに力めた。其の効果空しからず、板垣を國賊の首魁と見て、岐阜の演説會に七首を板垣胸に酬ゆるに至つたのである。

御用新聞の力によつて板垣を刺すまでに至らしめたのは政府としては一の成功であつた、而して又一つの苦肉策が成功する事となつた。それは板垣の遭難後、後藤象次郎と共に歐洲巡遊の途に就いた事で、政府は忽ち之に乗じて彼等の洋行は政府が金を與へて爲さしめたと云ふ流言を放つた。金の無い者が此舉に出でたのはおかしい、或ひは買收されたかも知れぬと云ふ疑ひは起りさうな事で、黨内に洋行可否の議論が沸騰した結果遂に分裂の端を開くに至らしめたのであつた。

次に改進黨の勢力を削ぐ事に向つて政府は又反間の策を弄した、それは斯うだ。改進黨の糧道は何處にあるか、大隈と岩崎との舊縁は彼の黨員が座食して政黨運動を爲す所以である。改進黨が薩々たる勢ひを以て

自由黨の領内にまで喰入らんとする運動は一に岩崎即ち三菱の後援によるものである。と言はしめた。民衆は又此策に引つ懸つて續き出し、自由黨も亦敵黨の田盛は喜ぶところではないから打つて倒すべしの勢ひで當り盛んに攻撃をはじめた之に乗じて農商務太輔品川綱次郎は三菱會社に下附して居る保助金を撤廻し、又海運界を獨占する三菱の爲めに苦しめられて居る各地の豪商を糾合して共同運輸會社を起して脅威せしめた。自由黨も各地荷主の不平を聞き益々歩を進め新聞紙に、僞黨撲滅、海坊主退治、の題下で攻撃するより天下翕然として改進黨と三菱の猛撃に移つた。之によつて民黨の得る處は、自改兩黨の反目の度を深くした事と此騒ぎの間政府攻撃の手を休めて安堵たらしめた事位で、害のみを受けた反對に政府は策が巧みに當つた事を喜んだのであつた此聲をひそめたのは十六年の五月の交でその六月に歐洲より板垣歸朝し、七月には岩倉具視が死し、八月に伊藤博文が歸朝した、この六つの事は政界に變化の機運を促した。

一時的超然主義

伊藤が歸朝して政府と政黨との状態を觀るに自由黨の腕力沙汰は政府の高堅策が醸成するかの模様がある

故に政府は政争に超然たらざる可からずと云ふ主張の下に先づ興黨たる帝政黨に關係を絶ち自由行動を取らせる事とした。元來憂國の熱情より起つたものでなく、政府を援護せん爲めの帝政黨として起つたのであるから、金穴たる政府に離縁状を受けては呼吸の止まつたと同一で茲に解黨の餘儀に至つた、之は伊藤の心境が稍政黨の尊重に傾いた事を示すものとせねばならぬ、即ち高壓政策者たる山縣の參議院議長を解き、又樺山貴紀の監視總監を海軍に轉じた事も從來の政策を變更した證據で、誠に賞すべき着眼ではあつたが又行き詰つて了つた。

反動的一大高壓策

十七年の福島事件を初めとして、高石事件、加波山事件、飯田事件、名古屋事件と自由黨員の國事犯は頻々として起つて来る、伊藤の政黨尊重も斯うなつては身に危機が迫るので溫和の手段も反動的高壓となつて、山縣の取る軍隊警備萬能主義で當り出した。歸朝後の板垣も亦内地の政治運動が統一もなく節制もなく又効果もなくして只壓迫の手の峻嚴には峻嚴を加へ來たるを觀て、此の儘に從來の方法を取る時は政黨は窮

地に陥るの外はない、一時解黨して新裝新説の運動は出てねば現候の策なしと觀破したので大阪に大會を開いて解黨を斷行した、改進黨も亦解散する事となり、政黨は官僚の爲めに遂に屈伏せしめたのである。

全權横暴の弊

内閣の更迭には常に政敵の容噴が入らざることなく、殆んど政敵の如き觀を呈せしむるに至つたのは抑々何に原因するか、之は一に保護政策の餘殃だるべきものと言はねばならぬ。彼岩崎を保助して三井會社を起こさしめ海運權を獨占せしめたるを初めとして、一たび改進黨撲滅の爲め品川が保助運を撤廻したるも別に保護して共同運輸會社を作らしめ、而して十八年十月十一日又之を三井と合同せしめて毎年八十八萬圓を保助する事とした、彼等は事業より多くの利益を擧ぐるが更に巨額の保助を受くるが爲めの金力は隆々たるものである、故に大隈系を生じ、井上系を生じ、松方系を生じ、系には系を通じて朋黨私讐の行動をなし、爲めに財閥の權威は常に内閣々僚の進退を制御するのみならず、内閣其物の死命をも左右する事となつたのである、其れも國家本位よりするの行動ならば素より問題はないが、何れも個人を本位として常に政争の具と

なつて實現するに至つては、吾人は之れに對し此の愚癡に對して實に云ふべき語を知らぬ、日本は文物百般は貧弱ではあるが朋黨私擅の人物には頗る豊富である事を自慢をせねばならぬ國であらうか。

歐化主義の失敗

十八年土井憲太郎等の大坂事件に依つて民黨の活躍も一段落を告げ、政府も纔に意を安んじたか來たる大問題は二十三年の國會で、之れに當るべき施設をなし、體を堅くすべく官制を改革するに至つた。即ち從來の太政官各省卿を廢して内閣を組織し、總理大臣を置き、下に各省九大臣を定め宮中と府中の別を明かにした、官府を内閣と稱するのは此時より初まつたのである。其各大臣は、總理—伊藤、内務—山縣、外務—井上、大藏—松方、陸軍—大山、海軍—西郷、司法—山田、文部—森、農商—谷、遞信—樺本、財政—藤長各四名宛て成立つた。而して總ての制度を更新し、條約改正に、地方自治に、財政整理に、其他各大臣大に緊張して革新に力め民軍の突撃に備へた。先づ國民を驚倒せしめた事は假面的歐化主義で、一に條約改正を圓滑ならしめんの策、鹿鳴館に各國使臣を招き大舞踏會を催し、平常威容尊大鹿つめらしい顔をし居る各大臣連

を始め夫人令嬢も共に、鎧を着る、體を附ける、草刈娘になる、直垂を着る、思ひ思ひ意匠を豪らしく舞踏場を練り廻るのである、斯う云ふ事を屢々行ひ、長夜の宴を張つて各國の歎心を買一は文明國的態度を示すのであつた。此滑稽寧ろ馬鹿くしい遣り方に、アツト云つた口の閉がらぬのは國民計りでなく、一つ穴の閑僚中にも卒倒するほどに驚いた者があつた。

之れより前新内閣を作つた當時正直正銘な農省務大臣谷干城が藩閥の都合やなぞで閑員との相合が面白くない、洋行させたら角も取れて好からうと云ふので歐洲視察に出した、其のが此舞踏騒ぎの盛んな折騰朝したので一諸になつてお取持ちをするかと思ふと吃驚仰天の有様で所勞と稱して内閣にも出て來ない、そして斯かる禮容儀装の粉飾の如き姑息手段で條約改正を利せんなどとは兒戲であると罵倒する、加ふるに樞密顧問官勝安房、海軍大臣西郷従道、内閣顧問官黒田清隆等同意見で各無意味であると云ふ意見書を出すに至つた殊に滑稽な事舞踏國は本家本元の司法省属ボアソナードまでが、こんなな粉裝的手腕では効果はないといふ意見書を出すに至つたは、流石の伊藤井上も期對の甚だしい相違に驚かされた、中にも谷の意見書は猛烈なるが上に閑僚の面前で叱責するに至る猛變に出て遂に辭職して了つたので民間の同情と尊敬とは薄くが如

くに起つた、又一方民間離伏の巨頭板垣後藤等が一時に蹶起し政府攻撃の運動に着手し、流石の歐化官僚連も假裝の兜を脱ぐの止むなきに至つたのは笑止不萬であつた。

薩長交互内閣の因

假裝舞踏會は明治二十年の春より始まつて五月に失敗の幕は下された。同時に條約改正は諸般の法律完成の後にすべしといふ事を各國全權委員に通じて一時中止とし、法律取調所を外務省に置き井上が委員長となつて素志の貫徹に力めたが輿論は日に甚だしく遂に内閣の動搖となつて其の九月井上は宮中顧問官となつて伊藤が外務兼任、谷に跡に黒田清蔭を入れて農相とし、其の他異動を行つたが民論は委然たりて、又高級策に出て保安條例を設け在京の志士五百七十人を放逐する等山縣内相得意の腕を振ふのであつた。伊藤は井上が宮中に轉じ薩閥巨頭の黒田が入閣となつて頗る孤獨の感を爲すと同時に幾分責任を感じ、緩和策として民間にある大限を擧げて外相となし自己の失敗を輕減せんとした。そして除々に内閣を投げ出す策を講じたが其の虚幻權を離るゝは忍びざるところで、更に一策を考へた其れは最高顧問府たる樞密院なるを新に設けた

のである、自分は内閣を渡しても其の上に立つて事を爲さんとの考へて、茲に新院を置き其の長となる事として黒田に首相を譲つて一は外交の難關を避け、一は眞面の圓滑を計り、而して自分は矢張り最高位に在ると云ふ誠に利口な措置を取つた、斯うして黒田の薩閥が退けば又長派の自分が出ると云ふ默契が暗に伴ふのであるから、善く言へば最も英智なる政治家で、悪く言へば轉んでも只は起きぬ狡猾極まる男である。豫期の如く爾來薩長交互に内閣を襲ふの因を爲すに至つた。

大同團結の煙散と黒田内閣の崩壊

伊藤が内閣を投げ出すに至るまでの間に於て民黨の最も活躍したものは後藤象次郎の大同團結で殆んど天下を風靡したものであつた、敵も味方も一丸となつて政府攻撃に當り、内部には谷其の他の隙が生じ遂に黒田内閣を出現したが、大同團結の火勢は益々旺盛を極める、他面には谷干城を盟主として起たうとする者鳥尾小彌太を中心としての保守中正派があつて歐化主義に反対し、井上馨を中心とする自治制研究會なども起つたが之れは政府擁護者で振はなかつたが、兎に角世間は騒動しい、政府は茲に策無くんばあらずで、元

動網羅の政策を取る事とした、實は後藤を奪つて大同團結を崩壊するの策が大部分を占めて居るのであつた。先づ自治研究會の井上を農相とし、そして大貫目の後藤に意を示すや一諾の下に入つて遞相の椅子に就いた此の事件の世人を驚かした事は一通りではない、會員の中には卒倒失神するほどに驚いた者があつた、遂に大同團結は四分五裂となつて、後藤を罵り、後藤を恨んだ、併し属る者も恨む者も却つて迂愚の誹りは免れない、抑々後藤に信頼したのが過ちであつたのだ、後藤たる者は堅實操守の人ではない、空洞茫莫として毀譽を顧みず坦懐にして雄大を好むの人で、節を變じ友を賣るなぞは小さい人間の事として一向頗着する事のない人である、其れたけに天下の權を握ると云ふやうな聞くからに、さも大きな問題となるや、何等の経験も畫策も無く單に天下の權を握りたいの野心は滿々たるものであつた、伊藤内閣が條約問題で天下の信を失ふを見るや奮然起つて時局の人とならうとしたのであつた、彼の權幕と彼の大風呂敷とて起つたのであるから、巻き込まれたるも當然であるが、同志を棄てゝ廟堂に立つ事は彼の豫期であるから後をも向かずさつさと入閣したのも彼れとしては當然の歸結である。

政府は此の策に成功し、一方大隈は極秘裡に條約改正問題の歩を進め九分九厘まで熟達した、と同時に大

隈の威勢は内閣を壓するに至つたので甚だ之れを喜ばざる者は樞密院の伊藤と農相の井上である、殊に井上は自分の失敗したものを大隈に成功されとは功を奪はるゝの感深く其の失敗に歸せん事を望んで居た、喜ぶ者は改進黨のみで大に大隈を助けて居たが、一方舊自由黨の大反対なるを助けて打ち壊しに懸つたのは井上の率ゐた自治研究會で種々の攻撃に材料を與へて反対せしめた、其の反対の急先鋒は大井憲太郎の率ゆる關東自由黨で、二十二年七月七日條約改正中止の建白を元老院に呈出し、又斷行派も同手段を取つたが其の建白書は、中止百八十五通、斷行百二十通であつた。

閣員中反対者は井上後藤のみで恐るゝに足はず、外に對しては新聞雜誌の中止論を主張する者は發行停止を命じ、演説會は解散を命じ、一に勇往邁進するのみであつた、樞密院の反対は中止を陛下に奏聞するに至つた、時も時大隈は十月十八日の午後四時外務省門前に於て來島恒喜の爲めに爆彈投下の大活劇を演じ、遂に中止となると共に内閣總辭職となつて外交問題は再び失敗した。

第一二次の帝國議會

黒田内閣の後、一時の續きに三條を首相とし其の間交渉の末、長閑山縣を以てし、伊藤井上は閣外より援助する事より異動を行つた。首相山縣、農相岩村通俊、監視總監折田平内は黒田の股肱なるを以て、歸化長人田中光顯（土州）を以て代らせた。爾來内閣と共に總監の更迭さるゝのは茲に例を開いて居る。芳川顯正を文相に、陸奥宗光を農相に、樺山資紀を海相に、白根專一を内務次官に、其の他は從前通りとして組閣は成つた。從來施設の責任は總理一人にて負擔し總理の更迭で結末を告げる事となつて居たが、伊藤も黒田も此の経験に憲りて、本内閣は連帶責任を持つ事と改めて第一次の山縣内閣は成り、而して諸制を改革して國會の開會を待つた。

政府が對議會の準備に忙殺さるゝ如く、民間に於ても準備に忙殺された。板垣は久しく土佐にあつて天下の形勢を觀て居たが二十三年の初春郷里を出た、當時全國政黨の狀態は大同團結分裂後殆んど群雄割據の有様である、板垣は之を糾合せんが爲めに諸國を遊説する事となり、政界は頗る多事となつた。而して七月一日國會の開會を待つた。

日より三日に亘り總選舉を終了したが、議員は各國々士たる面目を備へ、行動遅退正々堂々、一點の錦具汚穢なく一念無闇政府を倒し租稅の低減を計り、以て自由と休養とを得んとするのであつた、併し其の悉くが清士ではない、此一次選舉に於ても政府は相當の運動を以て與黨を作つてあるので、大別すれば與黨民黨中立の三派であつて朝野兩黨争闘となる事は止むを得ない、其の豫算總計八千三百餘萬圓に對し、波瀾重疊の後六百三十萬圓を削減したのみで閉會となつたが詰り一種の運動と解散風をほのめかして軟化議員を醸成して政府の勝利となつたので、爾來民黨與みし易しの心を政府に生ぜしめた事は第一次に胚胎して、時の推移と共に其の度の激烈となり行く事は誰の罪であらう、選ぶ者に斷乎たる確信がないから幾たびも騙され幾たびも好餌に釣られて國家百年の計を過つのである事を知らねばならぬ。

山縣首相は議會に對する惡戰苦闘によつた事は、山縣は止まつて第二議會の猛襲に立ち向ふほとの勇氣連帶辭職の害なりしを山縣一人の辭職によつた事は、山縣は止まつて第二議會の猛襲に立ち向ふほとの勇氣を起こし得なかつた爲めであるから他の閣員は留任した、併し松方では威望足らずと云ふので、閣外の元老伊藤、井上、黒田、山縣等が庇護するの約束を以てした、故に松方内閣を當時黒幕内閣と稱したのである、

この結果を堅うし第二議會に當らんとするに先だち一大事件の突發は五月十一日露國皇太子が大津の遭難であつた、爲めに陣容未だ完備せざるに更迭を餘儀なくされ、松方及び二三の留任のみであつた、茲に選舉界の暴君たる品川彌次郎が宮中顧問官より出でゝ内務大臣となつた事は民人の大禍たる事は後に知らるゝのである。

大津事件に續いて更に一大事變は十月二十八日の濃尾の大震であつた、政府は臨時費二百五十萬圓を支出し救恤を行ふ事となつた、然るに其の救恤は不可なきも、之を議會に圖る餘日あるにも關はらず、開會前に於て爲したる事は議會を無視たるものであつて茲に大問題を惹起するに至り、この上は聯合攻撃によつて閥族内閣を倒すべしと、板垣大隈の會合となり自由改進一致の歩調を取る事となつた、この險惡なる風雲に蔽はれたる十一月二十六日を以て第二次議會は開かれた。直に突撃せる民黨聯合軍は、政府の積極方針必ずしも不可なりと云ふにあらざるも、現政府は吾人之を信任する能はず、と云ふが骨子で總ての政府案を否決し去つて了つた。政府は總辭職か解散かの二つになつた、解散主張者は品川、樺山、高島等で、否解散は後藤と陸奥で大議論となつたが、如何せん八千三百餘萬圓の豫算を七千五百餘萬圓に削減するのであるから施

政方針が根本から違つて居る、この點から何うしても解散せねばならぬ事となり十一月二十六日解散となつたのである。

戦慄すべき選舉大干渉

政黨政派は殺氣を以て二十五年の新春を迎へた、即ち一月十五日臨時總選舉を行ふ事に對し初鳥の聲と共に運動に着手した。政府部内では品川内相、高島陸相、樺山海相等が干涉論者で不可とする者は陸奥農相のみで硬論派の勝ちとなつた是が非でも吏黨の多數を當選させる方針を立て地方長官に命じ干渉せしむるのであつた。既に解散に不満を懷ける民黨は此干渉に對し大に怒り如何なる犠牲を拂ふも吏黨を破らざる可からずと言ふ勢ひなるを以て到る所殺傷を見ざるはなく國中大修羅場と化したのである。政府は民黨壯士の強勇に向つて警戒令なる勅令を發して縛り上げ大に氣勢を削いだ、併し結果は民黨の勝利とはなつたが重要人物の落選した事は甚だ打撃であつた、何れにしては民黨の多數は政府の不安とする處で甚だ善後の措置に困つた有様となり、加ふるに樺府議長伊藤博文は干涉を喜ばざる者で内閣に不満であり且つ干渉の結果が硬派の

たのみで豫算案は要領を得ずに議會は閉會するの奇觀を呈したのであつた。要するに臺閣藩閥の權力爭奪と吏僚の死活問題が因を爲して國政を弄するに外ならぬのである。

國民協會と一次伊藤内閣まで

第三次の議會は二十五年六月十五日を以て有耶無耶に閉會し、其の二十二日前内相品川彌次郎は、前年來の政局が往々政府の不利に陥るは之れ政府に有力な興黨なきが爲めてある、故に新に訓練ある興黨を作つて民黨に當らざる可からずと考へ、渡邊洪基・曾根荒助・古莊嘉門等に意を含めて運動を開始し先づ西郷従道を説いて贊同せしめ、國民協會と稱し西郷を首領とし品川は副頭領と内定して兩名は直に権府顧問の職を辭すると同時に政黨樹立を天下を發表して之れに入黨して疾風迅雷的に七十人の黨員を得て天下三分の策を立てた、此の機敏な活動には時人の驚異する所であつた。此の國民協會が後に成田俱樂部になり、中央俱樂部となり、常に政府擁護の任に當つたのである、即ち品川・西郷の逝くや桂に愛され大浦に庇護さて政界の變機に漂蕩しつゝ今の憲政會の一部が形成するに終つたものである、古い歴史を計ねれば一寸不思議な感が起

るであらう。國民協會の成る翌日内閣の基礎を搖がすの事件が起つた、其れは有名な法官弄花事件で、大審院檢事總長松岡康毅が、大審院長兒島惟謙以下一派の徒が弄花をしたと云ふを種に告發して之れ等を司法部内から一掃しやうと懸つたのであるが證據不充分で罪にはならなかつた。要するに兩派の軋轢から起つたものである。此内紛を法相たる田中不二磨が制御する事が出来なかつたと云ふので責任上辭職した、閣員の動搖となつた、諸元勳は第二流人物の現内閣を解いて第一流元勳内閣を作らうと云ふのを松方首相は憤慨して容れず、自力缺員を充たし遣れるまで遣る氣になり、権府顧問佐野常民を農相とし、農相の河野敏謙に内務ト司法を兼ねしめた、河野が職に就く前に斯うした條件が成立つたのである「内に關外元老の掣肘を受けぬ事、外に國民協會の援助を借らぬ事、選舉を干渉した地方官を處分し官氏の軋轢を解く事、然らざれば命を拜するを得ず」と云ふので、就職したのであるから諸相には面白くない、併し河野は斷然約束に基いてドシ必ず更迭するのは之れに初まつたもので、爲めに政治上の利害も夥しいものである。

其處で閣内には長州が一掃され土州が復活したから高島、樺山、大木等は國民協會と被處分知事等の應援

もありて「河野を處分せざれば我等連袂辭職すへし」と松方首相を威嚇したが、河野は失態がなくて職を棄つる理由がないと断じて動かぬ、其處で兩者の反目は非常で松方は辭職し高島樺山も辭職し、殘留大臣より伏奏すると留任の命が松方に下り恩命を拜せんとするや海陸軍の官々等は松方に迫り、土州に與みして薩の代表者たる樺山高島の二人を餓死するに於ては今後斷じて海陸軍の大臣を出さぬと脅威するので松方も今は是非なしと辭表を出した。武人が藩閥思想を以て大官の任免を強調し威壓政權授受の上に加ふるに至つたのは之を初めとして例を爲した、大正三年清浦内閣の流產に歸したのも海軍大臣の得る事が出來なかつた爲めで軍人が藩的ストライキは遺憾とするところである。

尙松方内閣は迂餘曲折の後改造する事となつて第二次伊藤内閣は薩長土肥の權衡を保ち一十五年八月五日に組織され二十九年九月十八日まで維持して居たのである。

此の藩閥官僚が一に自己の權政と富とを維持せん爲め干渉壓迫傷害を事として立つに對し生命財産を棄て其の非を鳴らし關東民權を主張せし者は誰れか、近縣相當に功績は挙げたるも其の最も難に處したるは我が三多摩の志士同人を以て推すの過賞でない事は事實の示す處である。

選良一覽

神奈川縣及東京府下八郡

東京府下八郡

第六區 山口左七郎

足大陶 愛高津 北南西 都橘久
柄炳 久 多 多 横濱島 濱島田三郎

足大淘 沖石 岡山田泰造

山口左七郎

明治二十七年第三區、小選舉區
第十區 南葛飾林和

第十一區 北豐島淺香克

高木正年孝

一

覽一良選

神奈川縣下

明治廿三年第一回(小選舉區)
第一區 橫濱島田三郎

明治廿五年第二回(小選舉區)
第二區 都橘久良岐

第三區 北南西多摩築樹山田泰造

横濱島田三郎

足足大陶 愛高津 北南西 都橘久
柄炳 久 多 多 横濱島 濱島田三郎

足足大淘 沖石 岡山田泰造

明治二十七年第四回(小選舉區)
第十二區 豊住多摩原高木正年孝

中高橋演

坂村昌克孝昌年吾茂

森久保作藏孝昌年吾茂

補缺

漆昌

選一良覽

第十四區 北豐島淺香長兵衛
第十五區 南葛飾中島守利
第十六區 西多摩秋山安兵衛
第十七區 南足立前田米藏
第十八區 八王子八並武治
第十九區 帝國大學總長
第二十區 佐原石川安次
第二十一區 豊多摩土木正次
第二十二區 北多摩小瀬沼伊兵
第二十三區 南葛飾中島守利
第二十四區 南足立前田米藏
第二十五區 南葛飾中島守利
第二十六區 西多摩小瀬沼伊兵
大正十三年第十五回(小選舉區)

明治十年一月廿三日
同十二年十一月十二日
同十五年七月十九日
同十八年六月十三日
同十九年三月九日
同廿三年五月十九日
同廿六年十月廿六日
同廿九年三月十四日
同廿三十年十月二日退官
同廿三十年十月二日退官
同廿六年十月廿六日退官
同廿九年三月十四日宮中顧問官
同三十一年七月十六日退官
同三十一年十月十二日退官
同四十二年三月廿五日司法大臣
明治十二年十二月二日元老院議員
同十五年七月六日卒去
同十八年六月十三日內務大輔
同十九年三月九日帝國大學總長
同廿三年五月十九日元老院議員
同廿四年七月廿一日退官
同廿六年十月廿六日退官
同廿九年三月十四日宮中顧問官
同三十一年七月十六日退官
同三十一年十月十二日退官
同四十二年三月廿五日司法大臣

男爵 侯爵 侯爵 男爵
千肥岡久三富峰高渡芳松補
家部我浦崎邊川田本
塚長通浦鐵賀
尊茂洪顯道正
福龍職久安助韶六基正之隆

第十四區 北豐島淺香長兵衛
第十五區 南葛飾中島守利
第十六區 西多摩小瀬沼伊兵
大正十三年第十五回(小選舉區)

—(384)—

三多摩政戰史料

明治元年三月 同四十一年三月廿五日
大正元年十二月三十日 同四十二年十二月三十日
大正三年四月二十一日 大正四年七月二十一日退官
大正四年七月一日 大正八年六月十二日薨去
大正八年六月二十日 從三位勳二等法學博士
大正十一年五月廿日依願免本官 正三位勳一等
大正十一年五月廿五日 同四十二年三月廿五日
同四年八月知事 同五年六月知事ヲ縣令ト稱ス
同五年七月 同七年一月大藏省五等出仕
同九年一月 同七年六月知事ヲ縣令ト稱ス
同九年三月元老院議官ニ轉任ス
同十四年十一月興國院官ニ就任ス
同十九年七月十九日任知事廿二年十二月長崎縣知事
同二十四年四月長野縣知事
同二十六年三月十日依願免本官
同三十二年五月十二日死去

歷代神奈川縣知事

中内淺沖野中大陸井寺東
野海田島村江健忠德
明勝則固靖行卓
同五年六月知事ヲ縣令ト稱ス
同七年一月大藏省五等出仕
同九年三月元老院議官ニ轉任ス
同十四年十一月興國院官ニ就任ス
同十九年七月十九日任知事廿二年十二月長崎縣知事
同二十四年四月長野縣知事
同二十六年三月十日依願免本官
同三十二年五月十二日死去

大正元年十二月三十日休職
大正三年四月二十一日退官
大正四年七月二日內務次官
大正八年六月十二日薨去
從三位勳二等法學博士
大正十年五月廿日依願免本官
正三位勳一等
從三位勳二等
大正十一年五月廿日依願免本官
正三位勳一等
夫若一周政浩

宇阿佐美勝
上部友
井久宗阿
保田政
陶藏宗則
通禧

—(385)—

同三十一年五月
同三十三年六月十六日
同四十五年一月十五日
同大正三年四月廿八日
同四年八月十二日
同大正八年四月十八日

神奈川縣會議員

西多摩郡(定員二人)

明治十二年三月(第一期)	下田伊左衛門
同十四年二月(第二期)	土屋勘十郎
同二十五年二月(第九期)	木村半十郎
同二十六年二月(改選)	指田茂十郎
同二十七年四月(第四期)	補缺指田茂十郎
同二十八年十一月(第五期)	木村源兵衛
同二十九年二月(第六期)	内野小兵衛
同三十一年二月(第七期)	木村源兵衛
同三十二年二月(第八期)	内野小兵衛

同十七年四月(第二期)	下田伊左衛門
同十八年十一月(第三期)	木村金右衛門
同十九年十一月(第四期)	内野小兵衛
同二十年十一月(第五期)	木村金右衛門
同二十一年二月(第六期)	下田伊左衛門
同二十二年二月(第七期)	木村金右衛門
同二十三年二月(第八期)	内野小兵衛

同三十一年五月
同三十三年六月十六日
同四十五年一月十五日
同大正三年四月廿八日
同四年八月十二日
同大正八年四月十八日

南多摩郡(定員四人)

明治十二年三月(第一期)	下田伊左衛門
同二十六年二月(改選)	木崎深澤
同二十七年四月(第四期)	木崎深澤
同二十八年十一月(第五期)	木崎深澤
同二十九年二月(第六期)	木崎深澤
同三十一年二月(第七期)	木崎深澤
同三十二年二月(第八期)	木崎深澤

同二十六年二月(改選)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同二十六年二月(改選)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同二十七年四月(第四期)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同二十八年十一月(第五期)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同二十九年二月(第六期)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同三十一年二月(第七期)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

同三十二年二月(第八期)

木崎深澤	下田伊左衛門
木崎深澤	木崎深澤

神奈川縣會議員

史料戰政陳多三

三摩政戰史料

員議會縣川奈神

同二十年十一月(第六期)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操	同十五年六月(第三期)	井田上	岩田椎池	同二十六年二月(改選)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操
同二十二年二月(第七期)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操	同十八年十一月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十三年二月(第八期)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操
同二十三年二月(第一期)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操	同二十二年二月(第二期)	井田上	岩田椎池	明治十二年二月(第一期)	井田文	岩田道之助郎三	岡池幸郎操
鎌倉郡(定員二人)	森青木嘉平治	小十郎治	同十四年十月(第三期)	井田上	岩田椎池	同十五年六月(第三期)	井田上	岩田椎池	同二十年十一月(第六期)	井田文
原添田文	原添田文	原添田文	同二十五年二月(第九期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十三年二月(第八期)	井田文
飯田彰重義	飯田彰重義	飯田彰重義	同二十三年二月(第八期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田文
原添田文	原添田文	原添田文	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田文
原添田文	原添田文	原添田文	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田文
原添田文	原添田文	原添田文	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田文
原添田文	原添田文	原添田文	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田上	岩田椎池	同二十二年二月(第五期)	井田文

三摩政戰史科

津久井郡(定員一人)

三
敬
三
郎
太
芳
部
岡
惺

翼州郡(定員一人)

員讀會蘇川奈神

同二十三年二月(第八期)
同二十五年二月(第九期)
同二十六年二月(改選)

菊池	志村	大山	志大	正嘉	輔義	衛
小兵	田島	島田	島正	嘉兵	義輔	保
本儀	伊三郎	大三郎	大兵	兵義	義義	國
榎本	高志	大志	大志	大志	大志	國
橋伊	櫻高	櫻高	櫻高	櫻高	櫻高	國
柳伊	金子	小左衛門	左衛門	左衛門	左衛門	國
柳伊	高志	高志	高志	高志	高志	國
長谷川	大三郎	大三郎	大三郎	大三郎	大三郎	國
大輔	郎門	郎門	郎門	郎門	郎門	國
八輔	八輔	八輔	八輔	八輔	八輔	國

の爲め改造黨よりは川井考策、菊地小兵衛、高橋伊三郎、山宮藤吉、榎本儀兵衛等出馬して砲火を交ゆる程の大激戦を演出し其結果は遂に由自黨の勝利に歸した

大島正義
長谷川彦八
金子小左衛門
志村大輔
明治十一年三月(第一期)
大住郡(定員二人)

今井榮次郎
福井直
杉山泰助
吉郎助
同十四年九月(第二期)
石井虎之助

同十五年六月(第三期) 杉山直泰
同十七年四月(第四期) 福井虎之助
同十八年十一月(第五期) 吉川長五
補缺宮田直寅 補缺福井直寅
補缺石吉山福井 補缺吉川長五
補缺宮川口井 補缺吉川長五
補缺石井虎之助
同二十年十一月(第六期) 郎吉治輔
同二十年十一月(第六期) 郎吉治輔

大住郡(定員二二人)

明治十二年三月(第一期)	菊池小兵衛	山本作左衛門	神藤元利
同十四年二月(第二期)	菊池小兵衛	山本作左衛門	福元顥
同十五年六月(第三期)	井上和欣	井上和欣	藤元顥
同十七年四月(第四期)	入澤嘉和	入澤嘉和	利顥
補缺	菊池小兵衛	菊池小兵衛	八門衛
井上欣平衛	田中嘉和	山本作左衛門	平衛
井上欣平衛	入澤嘉和	入澤嘉和	平衛
菊池小兵衛	菊池小兵衛	菊池小兵衛	平衛
山本作左衛門	山本作左衛門	山本作左衛門	平衛
上	上	上	上

足柄上郡(定員一人)	水島保太郎	同十八年十一月(第五期)	吉田清太郎
足柄下郡(定員二人)	曾根田重兵衛	同二十六年二月(改選)	井上丑之丞
足柄下郡(定員二人)	内田猶左衛門	同二十年十一月(第六期)	相原惠佐
足柄下郡(定員二人)	内藤義太郎	明治十一年三月(第一期)	補缺安藤總太郎
足柄下郡(定員二人)	中村直次郎	同二十二年二月(第七期)	中村直次郎
足柄下郡(定員二人)	小西正蔭	明治十一年三月(第一期)	劍持忠左衛門
足柄下郡(定員二人)	鈴木新左衛門	同二十三年二月(第八期)	補缺星野次郎右衛門
足柄下郡(定員二人)	星野次郎右衛門	同十一年三月(第二期)	劍持忠左衛門
足柄下郡(定員二人)	小西正蔭	同二十五年二月(第九期)	劍持忠左衛門
足柄下郡(定員二人)	安藤總太郎	同十七年三月(第四期)	補缺中戸川清造
足柄下郡(定員二人)	安藤總太郎	同十三年三月(第三期)	相原惠佐
足柄下郡(定員二人)	安藤總太郎	同中戸川清造	補缺井上丑之丞

足柄上郡(定員一八人)

足柄下郡(定員二人)

淘綾郡(定員一人)

東京府會議員

三多隙政職史科

歷代東京府會議長

東京府會議員

三多摩政戰史科

東京府常置委員

西野芳寛	高木喜久	中島六七郎	岡田青喜	上田喜之助	澤田助兵衛	吉田相太郎	井上助郎	森岡士郎	藤田方房	芳五郎	政訥郎
西野芳寛	高木喜久	中島六七郎	岡田青喜	上田喜之助	澤田助兵衛	吉田相太郎	井上助郎	森岡士郎	藤田方房	芳五郎	政訥郎

田内	比市	瀬富	中高	井增	武天	小木
中藤	留倉	沼岡	里松	上田	藤野	泉嶋
庄	間房	伊彥		吉	佐	健
新三	邦之	次兵太	武喜	之藤	太	次雄
造郎	助郎	衛郎	平六	助助	三郎	藏

—(405)—

神奈川縣常置委員會

同部

木村 利右衛門
來栖 肇太郎
戸塚 千太郎
朝田 又七
戸邊 郷左衛門
中山 安次
田邊 郷左衛門
中田 郎三郎
吉野 泰三郎
谷合 半十郎
福井 順吉郎
古谷 七郎
中山 開吉郎
佐成 駿良郎
川内 頴一郎
藤原 駿良郎
一郎 駿良郎
内良 駿良郎

區部

神奈川縣常置委員

自明治十五年

指中菊島肥島中島中島今宮增齋河福最
田村地村小兵茂十
田田塚塚忠次豐次郎衛昌郎
山田田塚忠次豐次郎衛昌郎
老塚四郎兵衛郎寬龍郎衛昌郎
野村角太光郎景衛郎寬龍郎衛昌郎
上野藤田川辰次幸與松勘友太郎吉七
三郎七郎鶴郎景衛郎寬龍郎衛昌郎

—(4)4—

東京府名譽職參事會員

東京府署名譽職參事會員

瀬花井村	伊中大鶴秋瀬	同	伊富井瀬
沼井田林	島藤岡木	同	岡藤田
伊源忠彦	守祐金兵	同	彦太忠
兵兵衛信之	次利衛交七衛	同	次郎信衛
補缺	英喜	補缺	祐
大正四年十月	同	四十四年十月	同

大正五年十月	鶴岡英文
大正六年十月	田周作
大正七年十月	守祐利次
中伊島藤守祐利次	中伊島藤守祐利次
大紅木木朝林下勝太郎	大紅木木朝林下勝太郎
木林金兵衛	木林金兵衛
倉村虎次郎	倉村虎次郎
林定兵	林定兵
島倉守兼	島倉守兼
賀長兵衛	賀長兵衛
平中市淺鑒	平中市淺鑒
鶴岡英文	鶴岡英文

三摩政戰史史料

栗山友次郎
塚七兵衛
大藏衛郎
常田大正八年十月

三多摩政戰史料

終

發行所

振電話東京府立川町立川曙前
六六四二〇番前

日本產業新報社

版權 所有

大正十三年十月十五日印刷

大正十三年十月二十日發行

三多慶政戰史料奧附

非賣品

著者 發行者 印刷者

東京府立川町三〇一七番地城
渡邊 鈦
渡邊 一郎
東京市芝區南佐久間町一ノ一
内藤 政次

合資會社 東京曙新聞印刷所

288

380

終